

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年3月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100001 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100090 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 30 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、20 万円を 24 万円に訂正する。

平成 30 年 2 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 2 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 30 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、24 万円を 30 万円に訂正する。

平成 30 年 2 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 30 年 6 月から令和元年 10 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、20 万円を 30 万円に、平成 30 年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については、20 万円を 28 万円に、令和元年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、28 万円を 30 万円にそれぞれ訂正する。

平成 30 年 6 月から令和元年 10 月までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から令和 2 年 6 月 23 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間については、標準報酬月額よりも多くの給与が支払われ、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 30 年 2 月から同年 5 月までの期間については、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日（令和 2 年 7 月 6 日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。A社が提出した平成 30 年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 30 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額については 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 2 月から同年 5 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成 30 年 2 月から同年 5 月までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、平成 30 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、平成 30 年 2 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成 30 年 6 月から令和元年 10 月までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。A社が提出した平成 30 年分及び令和 1 年分賃金台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、前述の賃金台帳により、平成 30 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 30 万円に、平成 30 年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額を 28 万円に、令和元年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額を 30 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

4 請求期間のうち、平成 29 年 9 月については、請求者が提出した給与支給明細書及びA社が提出した平成 29 年分賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から逆算して求められる報酬月額に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）を上回っていないことが確認できる。

請求期間のうち、平成 29 年 10 月から平成 30 年 1 月までの期間については、A社が提出した平成 29 年分及び平成 30 年分賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から逆算して求められる報酬月額に見合う標準報酬月額（24 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）を上回っているものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

一方、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、請求期間のうち、平成 29 年 9 月から平成 30 年 1 月までの期間については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

5 請求期間のうち、令和元年 11 月から令和 2 年 5 月までの期間については、請求者が提出した給与支払明細書及びA社が提出した令和 1 年分及び令和 2 年分賃金台帳並びに同社の回答及び同社と顧問契約しているとする会計事務所の担当者の陳述によると、令和元年 7 月支給までの給与体系は月給制であったが、同年 8 月支給からの給与体系は日給制に変更されており、同年 8 月から同年 10 月までに支給された給与の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額は 26 万円（17 等級）であり、上記 3 の訂正後の標準報酬月額（30 万円（19 等級））よりも 2 等級以上変動していることから随時改定（令和元年 11 月改定）に該当するものの、当該改定による標準報酬月額（26 万円）は、令和元年 11 月から令和 2 年 5 月までの期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（28 万円）を上回っていないことから、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100276 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100091 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 56 年 9 月から昭和 57 年 9 月までの標準報酬月額については、9 万 2,000 円を 11 万円、同年 10 月から昭和 58 年 4 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円を 11 万円に訂正する。

昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の B 社における昭和 62 年 5 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 62 年 5 月の標準報酬月額については、9 万 8,000 円を 11 万円に訂正する。

昭和 62 年 5 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和 62 年 5 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 59 年 1 月 1 日まで

② 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 6 年 3 月 16 日まで

ねんきん定期便の厚生年金保険料納付額と私が保管している給与支払明細書の厚生年金保険料控除額が一致していない。給与支払明細書を保管している期間以外も一致していないと思われるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの期間については、請求者が提出した給与支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給与支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの標準報酬月額については、11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時に同社の代表取締役であった者は死亡していることから確認することはできないが、昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの期間について、給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、昭和 62 年 5 月については、請求者が提出した給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 62 年 5 月の標準報酬月額については、11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時に同社の代表取締役であった者は死亡していることから確認することはできないが、取締役であった者は、昭和 62 年 5 月について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間①のうち、昭和 56 年 4 月から同年 8 月までの期間及び昭和 58 年 5 月から同年 12 月までの期間並びに請求期間②のうち、昭和 59 年 1 月から昭和 62 年 4 月までの期間及び同年 6 月から平成 6 年 2 月までの期間（以下「当該期間」という。）については、前述のとおり、事業主からは回答を得られず、請求者が A 社及び B 社からの給与振込先とする C 銀行は、出力可能期間を経過していることから取引履歴の提出はできない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与からの厚生年金保険料控除額を確認できる給与支払明細書等を所持していな

いことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100277 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100092 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 27 年 7 月 31 日は 32 万 5,000 円、同年 12 月 18 日は 37 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 31 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 27 年 7 月 31 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 31 日
② 平成 27 年 12 月 18 日

ねんきん定期便が自宅に届いて年金記録を確認したところ、A 社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が漏れていた。

請求期間①及び②に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間①に係る賞与明細書（平成 27 年夏期賞与）及び請求期間②に係る賞与明細書（平成 27 年冬期賞与）並びに当該賞与の振込が確認できる預金通帳の写しにより、請求者は、A 社から請求期間①については 32 万 5,000 円、請求期間②については 37 万 5,500 円の賞与の支払を受け、請求期間①については、当該賞与額に見合う標準賞与額 32 万 5,000 円、請求期間②については、当該賞与額に見合う標準賞与額 37 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100279 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100093 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における平成 28 年 12 月 9 日の標準賞与額を 70 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 9 日

A 社から、平成 28 年 12 月 9 日に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、担当者である私が厚生年金保険に係る賞与支払届の提出を失念していたので、請求期間の賞与の記録が漏れていた。

請求期間の標準賞与額について、年金額に反映される厚生年金保険の記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社 B 工場が提出した賞与個人別一覧によると、請求者は、請求期間に同社から 70 万 800 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 70 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。